



# 株式会社 協成

平成20年 3月26日  
株式会社 協成  
代表取締役社長 井波 明

各 位

## 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、本日、公正取引委員会から独占禁止法違反があったとして下記の通り排除措置命令と課徴金納付命令を受けました。関係各位の皆様には、大変なご心配とご迷惑をおかけしておりますこと深くお詫び申し上げます。今回の事態に至りましたことを厳粛に受け止め、改めて、全社一丸となり社内コンプライアンス体制を強化・見直し、再発の防止の徹底に務める所存です。

### 1. 排除措置命令の概略：

ガス用フレキシブル管の販売に際して、他社と共同して販売価格の引き上げを決定し、独占禁止法第3条（不当な取引制限）の規定に違反する行為があり、平成16年4月1日から平成18年11月15日までの期間、実質的に競争を制限した。既に、違反行為が消滅している旨を確認することなどの排除措置を採ること及び以下の課徴金の納付を命じられました。

### 2. 課徴金納付命令の内容：

納付すべき課徴金の額	4,278万円
納期限	平成20年 6月25日

### 3. 今後の対応：

当社は上記命令の内容を応諾する方針です。

本件に関する問い合わせ先： 株式会社 協成 総務部 鍋倉  
電話： 06-6583-6100  
FAX： 06-6583-6105